

函 港 振

令和5年（2023年）5月8日

市議会議員様

港湾空港部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり参考配付いたします。

記

- 5月8日以降の函館港におけるクルーズ船の受入れについて

(港湾空港部港湾空港振興課)

## 5月8日以降の函館港におけるクルーズ船の受入れについて

国土交通省より港湾管理者に向け発出された令和5年5月1日付け事務連絡において、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることから、港湾管理者が関係者と連携してクルーズ船の寄港を受け入れるにあたり、事前に留意すべき事項や準備すべき事項、感染症が確認されたクルーズ船を受け入れる場合の対応の考え方をまとめ、国土交通省から港湾管理者に発出した「当分の間におけるクルーズ船の寄港受入に際しての留意事項等について」の廃止や、港湾関係者や国内、国際クルーズ船を運航する船社により構成された各業界団体のガイドラインの廃止、一部見直しが示された。

このため、函館市（港湾管理者）が船社に求めていた「函館港に入港するクルーズ船に求める条件（第二版）」を5月7日で廃止し、5月8日以降は条件を付さずに寄港を受け入れることとする。

なお、新たな病原性の高い変異株が出現した場合など、今後状況が変化した場合に、寄港を制限することや関係機関から寄港受入の合意を得る必要もあると想定されることから、クルーズ船の受入れ再開に向け関係機関や衛生主管部局で構成し、寄港受入の合意形成をする「函館港クルーズ船受入協議会」は、当面の間存続させるものとする。

### 参考資料

- ・ クルーズ船を取り巻くこれまでの経過
- ・ 廃止する「函館港に入港するクルーズ船に求める条件（第二版）」
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うクルーズ運航のためのガイドライン等の廃止及び一部見直しについて（周知）」（令和5年5月1日付け事務連絡）※添付資料は省略

## クルーズ船を取り巻くこれまでの経過

○→業界の動き ●→函館港の動き

年月日	内 容
R2 春	○国内すべてのクルーズ船の運航が停止
R2. 9. 18	○日本船向け感染症対策ガイドラインの策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本船の運航再開に向け、国の監修のもと新型コロナウィルス感染症対策ガイドラインが業界団体によって策定。</li> </ul>
R2. 11	○日本船による国内運航の再開
R3. 3. 24	●第1回函館港クルーズ船受入協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「函館港に入港するクルーズ船に求める条件」や、函館港において陽性者が発生した場合の対応について合意形成を図り、受入条件に適合するクルーズ船を受け入れることを確認。</li> </ul>
R4. 3. 28	●クルーズ船「にっぽん丸」が入港（約2年4か月ぶりの入港）
R4. 7. 28	●陽性者の陸上隔離の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 函館港に向けて航行中のクルーズ船「飛鳥II」の船内で新型コロナ陽性者（1名）が発生し、ガイドラインに則り、保健所をはじめとする関係機関と調整のうえ、函館港で陸上隔離を実施。（病院へ入院）</li> <li>・ クルーズは中止となり、函館港出港後は最終下船港に向かった。 (函館出港後に新たな感染者は確認されなかった。)</li> </ul>
R4. 11. 15	○外国船向け感染症対策ガイドラインの策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府の水際対策緩和を受けて、外国船の国内運航について業界団体による感染症対策ガイドラインが策定。</li> <li>・ 合わせて、日本船向けガイドラインも、国際クルーズ運航に対応した内容に改訂。</li> </ul>
R5. 1. 27	※新型コロナウィルス感染症を5月8日から「2類相当」から「5類」へ移行することを決定
R5. 2. 27	○国からの事務連絡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省から港湾管理者に向けて事務連絡（当分の間におけるクルーズ船の寄港受入に際しての留意事項等について）が通知。</li> <li>・ 外国船についても、事務連絡において「港湾管理者は、（中略）都道府県等の衛生主管部局、その他の国際クルーズ船誘致に関わる部局を含む地域の関係機関（国際クルーズの場合は、検疫所等の水際関係機関も含む）で構成される協議会等における合意を得た上でクルーズ船の寄港を受け入れること。」とされている。</li> </ul>
R5. 3. 15	●第2回函館港クルーズ船受入協議会の開催
R5. 3. 25	●「シルバー・ミューズ」が入港（外国船の受入再開第一船）

## 函館港に入港するクルーズ船に求める条件

令和5年3月15日（第二版）  
函館港港湾管理者

本条件は、函館港港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）がクルーズ船の安全・安心な受入を実現するため、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大を防ぐ対策として、函館港への入港を予定する国内および国際クルーズを運航するすべてのクルーズ船社（以下「クルーズ船社」という。）に対して求めるものである。

また、本条件は、今後の状況の変化に応じて、必要な見直しを行うこととする。

- クルーズ船社は、函館港に入港しようとするときは、遵守するガイドラインを港湾管理者に明示するとともに、それに基づく感染症対策を適切に講じていること。また、（一財）日本海事協会の「クルーズ船における COVID-19 のためのバイオセーフティマネジメントシステムガイドライン」に基づく認証について、その取得状況や対応について港湾管理者に説明すること。
- 入港にあたっては、事前に港湾管理者をはじめとする関係機関（以下「関係機関等」という。）との事前調整を十分に行い、関係機関等が求める情報提供に可能な限り応じるとともに、課題や疑問点が指摘された場合は、解決・解消に向け調整を行うこと。
- 入港の約1週間前（クルーズの開始前も含む）における船社や船内の状況を港湾管理者に報告（様式不問）するとともに、その時点およびその後の函館市および近郊の感染症発生状況を鑑み、港湾管理者が受入不可や一部制限付きの受入等が必要と判断した場合は、その求めに応じて航路変更等を含んだ調整を行うこと。
- 感染者発生等に伴い船内で発生する廃棄物については、排出場所や排出された状況に応じて、法令に則り適正に処理すること。
- 船内で大規模クラスター感染等が発生した場合は、関係機関等と調整のうえ、費用負担等も含め、各種対応を最大限行うこと。
- 入港前後を問わず、港湾管理者から着岸岸壁の変更指示がある場合は従うこと。また、感染症の対応のために出港が遅れた場合、それに伴って発生する港湾施設使用料は減免の対象とならないことを予め了承すること。
- 本条件、各種マニュアルに記載のない事項や想定を超える事態が発生した場合も、状況に応じて調整等を行い、誠意をもって対応すること。

事務連絡  
令和5年5月1日

各都道府県（港湾担当部長） 殿  
国際戦略港湾、国際拠点港湾及び  
重要港湾の港湾管理者（港湾担当部長） 殿

国土交通省 港湾局 産業港湾課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うクルーズ運航のためのガイドライン等の廃止及び一部見直しについて（周知）

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応してきたところですが、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止され、今後政府は、事業者等の自主的な感染対策の取組に対し、情報提供等の支援を行うとする方針が示されたところです。

こうした方針を受け、クルーズ船運航に関する業界団体へ5月8日以降の業種別ガイドラインの廃止等の対応を確認したところ、「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和5年3月13日（第九版）・一般社団法人 日本外航客船協会）」及び「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（令和5年3月13日（第九版）・公益社団法人 日本港湾協会）」については廃止する一方で「国際クルーズの運航のための感染拡大予防ガイドライン（令和5年5月8日（第三版・日本国際クルーズ協議会）」については当分の間は廃止せず、新型コロナウイルス感染症の位置付け変更を踏まえた規定の一部見直しを行うこととなりましたので、お知らせします。

なお、一般社団法人 日本外航客船協会が作成した日本籍クルーズ船の業種別ガイドラインは廃止となります、個社毎に感染対策マニュアルを整備します。また、海上運送法施行規則で定められている安全管理規程により引き続き感染対策を継続します。

また、「当分の間におけるクルーズ船の寄港受入に際しての留意事項等について」（令和5年2月27日、国土交通省港湾局）は廃止となります、現場での対応等について情報提供や助言が必要な場合は、国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室の担当までご連絡ください。

なお、新たな病原性の高い変異株が出現した場合など、今後状況が変化した場合についてはこの限りではないことにご留意ください。

貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

(添付資料)

- ・国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン  
(令和5年5月8日 (第三版・日本国際クルーズ協議会) )

国土交通省港湾局産業港湾課担当 (クルーズ振興室) 池町、佐渡、町田  
TEL : 03-5253-8111 (内線 46431、46424) FAX : 03-53523-1651